



大阪労働局発表  
平成30年2月15日

【照会先】

大阪労働局職業安定部職業対策課  
(代表電話) 06(4790)6310

## 「精神障害者雇用促進キャンペーン」を実施します！

### ～大阪労働局と大阪府による経済団体への要請を行います～

大阪府内の企業における障害者雇用は、14年連続で過去最高の障害者雇用数を実現し、平成29年6月1日現在の障害者実雇用率も1.92%となるなど、着実に進展しています。

一方で、法定雇用率の2.0%には届かず、雇用率達成企業割合についても45.5%と半数以上の企業が未だ未達成の状況にあり、中でも、障害者を全く雇用していない企業が多く存在することや、障害者を雇用している企業でも精神障害者をはじめとして職場定着に困難を抱えるケースが多く見受けられるなど、依然として様々な課題があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として精神障害者が加わり、民間企業の法定雇用率が2.2%に引き上げられることとなっておりますが、これらの課題に対応し、更なる障害者雇用の促進と職場定着の推進につなげていくためには、行政や地域の関係機関に加え、民間企業などの社会全体が一体となった取り組みが必要です。

このため、大阪労働局（局長：田畑一雄）では、改正直前の2月・3月に「精神障害者雇用促進キャンペーン」を実施し、より一層の周知啓発に取り組むこととしており、その一環として、大阪府と連携し、在阪経済団体へ次のとおり要請を行います。

- 1 要請する経済団体及び日時  
公益社団法人 関西経済連合会：平成30年2月19日(月)10時30分から  
(大阪市北区中之島6-2-27 中之島センタービル30階)
- 2 要請先  
公益社団法人 関西経済連合会 労働政策委員長 井狩 雅文
- 3 要請者  
大阪労働局 局長 田畑 一雄  
大阪府 知事 松井 一郎(代理:商工労働部 労働政策監 前川 佳之)
- 4 要請内容
  - ① 障害者雇用の意義について
  - ② 精神障害者の雇用義務化による法定雇用率の引上げについて
  - ③ 精神障害者である短時間労働者の算定の特例について
  - ④ 精神障害者の雇用事例について
  - ⑤ 精神障害者の雇用促進のための各種の支援策について
- 5 その他  
その他の在阪経済団体へも、別途要請を行う予定
- 6 取材留意事項
  - ・取材は要請書の趣旨説明まででお願いいたします。
  - ・自社腕章の着用をお願いいたします。

平成30年2月19日

## 障がい者雇用に関する要請書

日頃から、本府における雇用・労働行政の推進についてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府内の企業における障がい者雇用につきましては、14年連続で過去最高の障がい者雇用数を実現し、平成29年6月1日現在での障がい者の実雇用率も1.92%となるなど、障がい者の就労意欲が高まる中、各企業の障がい者雇用へのご理解のもと、着実に進展しております。

しかしながら、法定雇用率の2.0%には届かず、雇用率達成企業割合についても45.5%と半数以上の企業が未だ未達成の状況にあります。中でも、雇用義務のある企業のうちの3割程度の企業が障がい者を全く雇用していないことや精神障がい者をはじめとして職場定着に困難を抱えるケースが多く見受けられること等、依然として様々な課題が残されています。

大阪労働局では、これらの課題に対応するため、関係機関との連携の下、各種支援に取り組んでおり、今年度からは、新たに精神障がい者が活躍できるように職場で温かく見守り支援する精神・発達障害者しごとサポーターの養成等の取組みを講じてきたところです。

また、大阪府においては、「障がい者雇用日本一・大阪」を目指し、いわゆるハートフル条例を制定し、雇用率達成の誘導・支援に取り組んでいるところでもあります。

平成30年4月には、障害者雇用義務の対象に精神障がい者が追加されることに伴い、民間企業の法定雇用率を2.2%へ引き上げることとなっておりますが、これらの取組を更なる障がい者雇用の促進と職場定着の推進につなげていくためには、行政や地域の関係機関、民間企業をはじめ社会全体が一体となって、誰もが希望や能力、特性等を活かして活躍でき、障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指していくことが必要です。

今後とも、大阪労働局と大阪府では、連携・協働を強化し、障がい者とともに生きる共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、貴団体におかれましても、障がい者の雇用推進と職場定着の推進に一層のご理解を賜り、傘下団体及び事業主の皆様への働きかけについてもお力添えいただきますようお願い申し上げます。

大阪労働局長

田畑 一雄

大阪府知事

松井 一郎

平成30年4月1日から

# 障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

## 障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※2頁目の事例もご参照ください。

### 共生社会の実現

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

### 労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

### 生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

## 法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

※ 平成33年4月までには、更に「0.1%」引き上げられます。

## あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者(※)に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、  
雇入れから3年以内の方 又は  
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方  
かつ、  
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、  
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

### 雇用率算定方法

〔対象者  
1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。



## ▶ 精神障害者が企業で活躍している事例

### 事例 1

障害のある方ができない仕事はないと思っています。

＜精神障害者が従事している業務：事務＞  
グループ会社の事務代行・契約書管理・印刷関係など



### 企業の担当者の声

採用当初は職域確保に苦労しましたが、1部門ずつ研修、説明、部門に即した業務の例示を繰り返し行った結果、障害のある方に適した業務を確保しました。

当社には多くの仕事がありますが、障害のある方ができない仕事はないと思っています。会社の工夫と本人のモチベーション次第で様々なことが実現でき、双方にメリットがあります。今では、障害のある方のためだけに新たな仕事を創る必要はないと感じています。

### 事例 2

障害者雇用は、  
自分たちの仕事を見直すことができる良い刺激です。

＜精神障害者が従事している業務：接客＞  
喫茶店のホール・厨房・レジ業務



### 企業の担当者の声

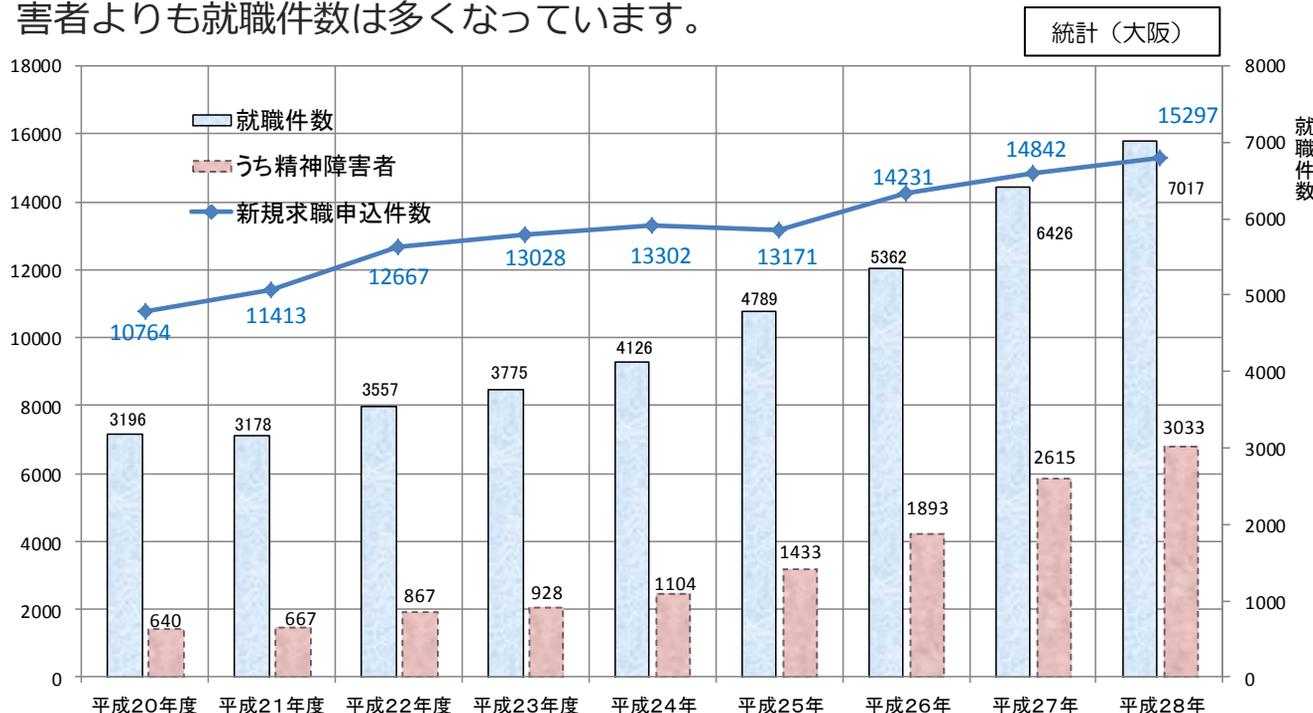
障害者雇用については、自分達の仕事を見直すことができる良い刺激になると考えています。朝の挨拶で社員それぞれの調子分かるのですが、例えば、自分の思いをあまり言葉にしない社員に対しては、様子を見て声をかけるなどの対応をしています。日常的に何でも話してもらうことが重要だと考えているので、社員同士で話し合ってもらうこともあります。

## ▶ 障害者雇用について、各種支援策があります！

雇用する時	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>トライアル雇用助成金</b>（問い合わせ先 ハローワーク） ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成金が支給されます。精神障害者の場合は、平成30年4月から試用雇用開始から3か月間は月額最大8万円、4か月目から6か月目までは月額最大4万円に拡充予定です。（現行は3か月間、月額最大4万円）</li><li>● <b>特定求職者雇用開発助成金</b>（問い合わせ先 ハローワーク） ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成金が支給されます。例えば、中小企業には240万円（助成期間3年）が支給されます。</li></ul>
定着に向けて	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>ジョブコーチの派遣</b>（問い合わせ先 大阪障害者職業センター） 事業主に対して、働く障害者本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスを行い、障害者の職場適応に向けた支援を行います。</li><li>● <b>精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催</b>（問い合わせ先 労働局、ハローワーク） 企業の従業員が、精神障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを学ぶことができます。ハローワークから講師が事業所に向く出前講座もあります。</li></ul>

## ▶ 精神障害者の就職は年々増加しています

精神障害者の就職件数は右肩あがりとなっており、今や、身体障害者、知的障害者よりも就職件数は多くなっています。



## ▶ 精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

職場の中で、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者である精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

### 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

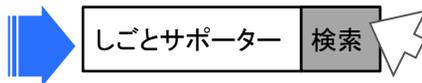


- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。
- ※ 上記講座の他、障害のある方の定着に向けた講演も併せて行っています。

**事業所への出前講座も  
あります**

**ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。**

しごとサポーターポータルサイトを開設しました。  
講座の開催日程や受講者の声等、幅広い情報をご覧ください。



## ▶ 参考資料 まずは精神障害者等の雇用について知りたい方へ



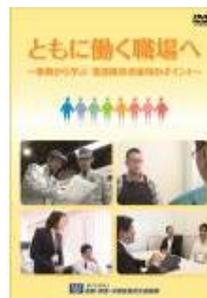
精神障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



精神障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。



発達障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



発達障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。

## ▶ 連絡先一覧

障害者雇用についてお問い合わせの際は、事業所のお近くのハローワークにご連絡ください。

ハローワーク名	電話番号	郵便番号	住所
大阪 東	06-6942-4771	540-0011	大阪府大阪市中央区農人橋2-1-36 ピップビル1～3階
梅田	06-6344-8609	530-0001	大阪府大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階
大阪 西	06-6582-5271	552-0011	大阪府大阪市港区南市岡1-2-34
阿倍野	06-4399-6007	545-0004	大阪府大阪市阿倍野区文の里1-4-2
淀川	06-6302-4771	532-0024	大阪府大阪市淀川区十三本町3-4-11
布施	06-6782-4221	577-0056	東大阪府市長堂1-8-37 イオン布施駅前店4階
堺	072-238-8301	590-0078	堺府堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎1～3階
岸和田	072-431-5541	596-0826	岸和田市作才町1264
池田	072-751-2595	563-0058	池田市栄本町12-9
泉大津	0725-32-5181	595-0025	泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪2階
藤井寺	072-955-2570	583-0027	藤井寺市岡2丁目10-18
枚方	072-841-3363	573-0031	枚方市岡本町7-1 ビオルネ・イオン枚方店6階
泉佐野	072-463-0565	598-0007	泉佐野市上町2-1-20
茨木	072-623-2551	567-0885	茨木市東中条町1-12
河内長野	0721-53-3081	586-0025	河内長野市昭栄町7-2
門真	06-6906-6831	571-0045	門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2階

労働局担当課	電話番号	郵便番号	住所
大阪労働局職業対策課	06-4790-6310	540-0028	大阪府大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル21階

障害者職業センター	電話番号	郵便番号	住所
大阪障害者職業センター	06-6261-7005	541-0056	大阪府大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル4階
大阪障害者職業センター 南大阪支所	072-258-7137	591-8025	堺府堺区長曾根町130-23 堺商工会議所会館5階

# 障害者雇用促進セミナー

～採用後に気をつけたいこと～

障害のある社員に対する、採用後の教育・求められる配慮等について、企業での雇用事例を通じて、企業と支援機関の取組をご紹介します。  
また、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっただけするための講座を開催します。

**日時** 平成30年**3月2日(金)**  
13:00～16:30（受付は12:30～）



**場所** 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 大阪ビル  
12階会議室  
大阪府中央区瓦町4-1-2

**定員** 150名（先着順）

**対象者** 企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

**申込方法** 裏面の参加申込書に必要事項を記入のうえ、FAXでお申し込みください。  
受付開始は、2月1日（木）から 定員になり次第、締め切りといたします。

※ 当日、広報等に使用するため、写真撮影をさせていただきます。ご了承ください。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定

## プログラム

「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」  
講師：精神障害者雇用トータルサポーター（ハローワーク）

「雇用企業の実例紹介・採用後の障害社員の教育等」  
講師：シャープ特選工業株式会社  
有限会社奥進システム  
大阪精神障害者就労支援ネットワーク

「大阪府の障がい者雇用・就労支援施策」



厚生労働省

**主催：大阪労働局・大阪府**

**後援：公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会 一般社団法人大阪府雇用開発協会**

**協力：損害保険ジャパン日本興亜株式会社**

# 障害者雇用促進セミナー参加申込書

セミナーのお申し込みは、この参加申込書に必要事項を記入いただき、以下のFAX番号まで送信してください。また、セミナー当日もこの参加申込書をご持参ください。

受付開始は、**2月1日(木)**からです。受付開始前のFAXはご遠慮ください。

**<FAX:06-4790-6315>**

※手話通訳が必要な場合や車椅子でご参加される場合等は、備考欄にその旨をご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は、セミナー以外の目的には使用しません。

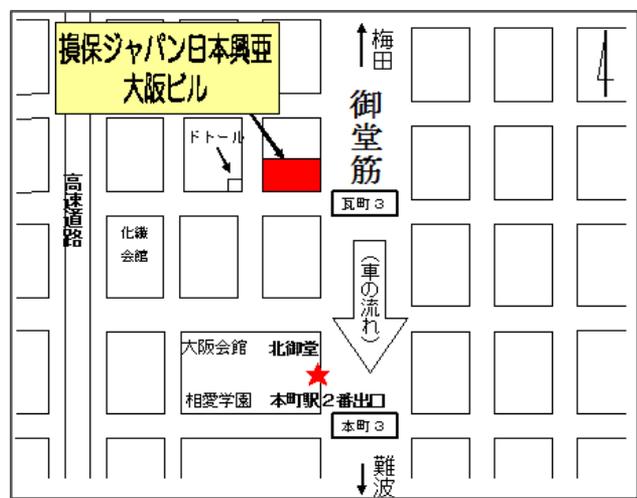
※締め切り後に申し込みいただいた場合のみ、折り返し連絡させていただきます。

ふりがな	ふりがな
氏名	会社名
TEL	FAX
備考	

損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
大阪ビル 12階会議室  
大阪市中央区瓦町4-1-2

地下鉄御堂筋線「本町」駅 2番出口（階段を上がると★のところに出ます。）出口を出て、御堂筋に向かって左側へ（車の流れと反対の梅田方向へ）徒歩3分、2つ目の信号（瓦町3交差点）の角にございます。

駐車場がございませんのでお車でのご来場はご遠慮願います。



ハローワークでは

## お知らせ

**「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の「出前講座」を実施しています！**

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催しています。

- ◆開催場所：指定された事業所に出向きます。ハローワークでも可。
- ◆内容：「精神障害・発達障害の種類や特性など」（予定）「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、何人からでも可能です。
- ◆その他：精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

※詳細は、管轄のハローワークにお問い合わせください。

平成30年

# 障害者就職面接会

あなたの就職応援します！

参加企業  
84社  
(予定)

とき

平成30年

2月27日(火)AM11:30~PM5:00

(面接受付はPM4:00まで)

ところ

マイドームおおさか 大阪市中央区本町橋2-5

面接会場 3階展示ホール

受付会場 AM11:00~PM 0:30 / 1階Aホール

PM 0:30~PM 4:00 / 3階ロビー

※受付場所が時間帯によって異なります。

対象者

就職を希望している障害のある方  
(平成30年3月卒業見込の学生の方も応募可能です)

参加申込

最寄りのおおさか府内ハローワークで事前にお申し込みください。(当日受付も可能です。)

## 職業訓練相談コーナー

面接会当日、会場内に「職業訓練相談コーナー」を設置します。  
相談受付時間は13:00~16:00です。  
職業訓練に関するご質問等ございましたら、お気軽にご相談ください。

※当日はマスクミ取材が入る可能性があります。詳細につきましては、下記問い合わせ先までお問い合わせください

問い合わせ先

大阪労働局 職業安定部職業対策課 TEL:06-4790-6310 FAX:06-4790-6315  
大阪府内各ハローワーク



主催 / 大阪労働局、ハローワーク

協力 / 大阪府、一般社団法人 大阪府雇用開発協会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪障害者職業センター

# 会場(マイドームおおさか)交通案内図



所在地 大阪府中央区本町橋2-5

- 地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅の①⑫番出口から徒歩7分  
車椅子の方は北西改札口エレベーターをご利用ください。
- 地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅の4番出口から徒歩7分。  
車椅子の方は北改札口1A出口エレベーターをご利用ください。

※面接会当日は、筆記用具、履歴書(職務経歴書)を必要部数ご持参ください。  
また、ハローワークで求職登録のない方は、「障害を確認できる書類」をご持参ください。